



平成 27 年 11 月 4 日

各 位

会社名 株式会社 島根銀行
代表者名 取締役頭取 山根 良夫
(コード番号 7150 東証第一部)
問合せ先 人事財務グループ部長 片寄 直樹
(TEL 0852 - 24 - 1234)

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当行の取引先である株式会社宝屋が、平成 27 年 10 月 22 日付で破産手続開始決定を受けたことに伴い、下記のとおり、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたのでお知らせします。

記

1. 当該取引先の概要

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 商号 | 株式会社 宝屋 |
| (2) 所在地 | 島根県松江市学園二丁目 3 番 31 号 フリーダム 1 103 号室 |
| (3) 代表者の氏名 | 永島 充 |
| (4) 資本金 | 10 百万円 |
| (5) 事業の内容 | 小売業 |

2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

平成 27 年 10 月 22 日付で松江地方裁判所より破産手続開始決定を受けたことによる。

3. 当該取引先に対する債権の種類及び金額（平成 27 年 11 月 2 日現在）

貸出金 889 百万円

4. 今後の見通し

上記債権につきましては、既にほとんどを償却し、残りの部分についても引当金により全額保全されており、平成 27 年 10 月 30 日に修正した業績予想に変更はございません。

本件に関する具体的なお問合せは下記にお願いします。

審査管理グループ 桑原 TEL (0852) 24-1236